



埼玉県報

第435号
令和5年(2023年)
8月1日
火曜日

目次

告示

- 宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 交通管制システム保守業務に関する入札公告（施設課）
- 県道川越上尾線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道熊谷児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道熊谷児玉線の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）
- 県道児玉新町線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）

告 示

埼玉県告示第八百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年八月一日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年12月1日（金）から令和8年11月30日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 原口 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月15日（金）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月14日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月15日（金）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年9月15日（金）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年9月4日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年8月7日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Lease of bedroom suite for a rest on the nightshift and bedroom suite for detainees

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m. September 15, 2023 By mail; 5:00 p.m. September 14, 2023 In person; 10:20 a.m. September 15, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県告示第八百四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年八月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

交通管制システム保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年10月1日（日）から令和6年9月30日（月）まで。ただし、令和6年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県警察本部総務部財務局施設課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成25年4月1日から本件入札の公告の日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7第1項及び第2項に規定する埼玉県が出資する法人を含む。）との請負契約等により、交通管制中央装置の保守業務を完了させた実績又は同装置の設置等工事を完成させた実績を有すること。

なお、上記の実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。

- (6) 保守点検及び緊急の障害に対応するため、県内に有する事務所等から速やかに臨場でき、かつ、機器の障害について24時間対応が可能であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書及び仕様書の交付場所

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係

- (2) 入札説明書の交付方法及び問合せ先

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

ウ 問合せ先

埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 星野 電話048-830-0717
(直通)

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

ウ 問合せ先

埼玉県警察本部交通部交通規制課管制施設係 電話048-834-5111（直通）

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月22日（金）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月21日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年9月22日（金）午前9時40分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 令和5年9月22日（金）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年9月7日（木）午後3時までに提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3 (1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年8月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Maintenance of Traffic Control System, 1 set

(2) Time - limit for tender: (By the electronic tender system) 9:50 a.m. September 22, 2023 (By mail) 5:00 p.m. September 21, 2023 (In person) 9:40 a.m. September 22, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone: 048-830-0717

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越上尾線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
一地先まで	川越市大字石田本郷字柳原町 一〇〇〇番一地从り同市大 字石田本郷字柳原町九九九番	区 間
九・三〇〃 一一二・二二二	六・七九〃 九・三〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二一・七五		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>路 線 名</p>	<p>飯能寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡ときがわ町大字瀬戸元下字 西ノ窪三四七番一地先から 同郡同町大字瀬戸元上字椴ノ下三 九七番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年八月一日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年八月二十七日付 け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長二四三・ 二八メートル</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

熊谷児玉線	路 線 名
児玉郡美里町大字北十条字前畑七八〇 番一地从先から同郡同町大字南十条字南 六三番一地从先まで	供用開始の区間
令和五年八月一日	供用開始の期日
平成二十六年七月十八日付 け埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第八号で告示した 道路予定区域の供用開始で ある。延長三七一・八一メー トル	備 考

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年八月一日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 熊谷児玉線 児玉郡美里町大字北十条字前畑七八〇番一地从先から

同郡同町大字南十条字南六三番一地从先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年八月二日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年八月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 児玉新町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>二番地先から同市児玉町上真下字 辻ノ西四九〇番一地先まで</p>	<p>本庄市児玉町上真下字辻ノ西四九</p>	<p>区 間</p>
<p>一二・一八</p>	<p>一二・一八</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一二・〇三</p>	<p>一〇・一〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事による。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年八月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤圭竹

一 許可番号

令和五年五月八日

指令川建セ第〇四〇一九〇号

二 検査済証番号

令和五年七月二十七日

川建セ第〇五〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字太光百七十八番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川千六百十八番地

赤岩 芳昭

告 示

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年八月一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和五年八月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和五年九月定例会提出予定案件について

ロ その他

告 示

埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和五年八月一日から施行する。

令和四年埼玉県教委告示第十九号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和五年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和五年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「一九、四五七円」とあるのは「一九、六八九円」と、「二一、二五八円」とあるのは「二一、五〇五円」と、「二二、四四四円」とあるのは「二二、八九八円」と、「二四、六二五円」とあるのは「二五、一八九円」と、「二四、八六三円」とあるのは「二五、三一九円」と、「二五、八二七円」とあるのは「一六、一一七円」とする。

令和五年八月一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、六九一円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二一二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二一、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、二〇七円